

令和8年度 会計年度任用職員の登録について

比布町では、令和8年4月から役場やその他公共施設等で勤務していただける会計年度任用職員の登録を募集しています。

会計年度任用職員とは、業務繁忙期や職員に欠員が生じたときなどに、職員の補助として1会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。

この制度は、あらかじめ希望する業務や勤務時間等を登録していただき、必要に応じて登録いただいた方の中から、条件に合う方を選考し、面接を行った上で任用の決定します。

登録は隨時受け付けますが、令和8年4月からの任用を希望される場合は、令和8年1月23日(金曜日)までに提出してください。

※任用は業務や欠員等の状況によるため、登録後に必ず採用されるとは限りません。また、必要に応じて採用を行うため、登録の時点では採用時期・任用期間等はお示しできません。

※登録期間は令和9年3月31日までであり、登録いただいても、希望の勤務地や業務の求人がない等の理由で、登録期間中に連絡がない場合があります。(期間後の再度の登録申込は可能です。)

※紹介する仕事の内容や勤務条件、任用の時期が、ご希望のものと異なる場合もあります。

【職種例】

事務補助員、公務補、保育士、図書館司書、学童保育指導員、学校給食調理員、特別支援教育支援員、車両運転手など

【任用期間】

1会計年度内(4月1日から翌3月31日) ※勤務実績によって、再度の任用も可能です。

【勤務場所】

比布町役場庁舎、保健センター、図書館、町立学校、その他公共施設など

【勤務時間】

1週間 37時間30分(1日 7時間30分)以内となります。(時間外勤務あり)

【報酬額】

(参考)R7.12.1 現在 事務補助員(1年目) → 日給の場合 9,023 円、時給の場合 1,203 円

※報酬額は職種などにより設定されています。

【諸手当】

期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当など

※期末手当及び勤勉手当は、一定の要件を満たす場合に支給します。

【社会保険等】

勤務条件により、共済組合・厚生年金・雇用保険に加入します。

【休暇】

年次有給休暇、特別休暇(忌引き等)

【服務】

会計年度任用職員は、常勤職員と同様に地方公務員法上の服務に関する規定が適用されることとなり、違反した場合は、常勤職員と同様、懲戒処分の対象となります。